



平成 25 年 8 月 2 日

各 位

会 社 名 長 野 日 本 無 線 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 丸 山 智 司
(コード番号:6878、東証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 上 席 執 行 役 員
総 務 本 部 長 蛭 田 公 広
(TEL 026-285-1111)

日本無線(株)への事業用地・建物一部譲渡のお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 2 日の取締役会において、以下のとおり、事業用地および建物の一部を日本無線(株)へ譲渡することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 譲渡の理由

現在、当社、日本無線(株)および上田日本無線(株) (以下、エレクトロニクス 3 社) は、新たな成長に向けた事業構造改革を展開しております。

エレクトロニクス 3 社の生産改革ならびに生産拠点の再構築に向けて、日本無線(株)のソリューション機器および特機機器の生産拠点につき、同社とともに検討を重ねてまいりました。今般、当社事業用地および建物の一部を同社へ譲渡し、当該機器の生産拠点を同社三鷹製作所から本事業用地へ移転することが最善であるとの結論に至りました。

当社としましては、以下の観点から、本件譲渡は当社の企業価値の向上に寄与するものと判断し、事業用地および建物の一部を日本無線(株)へ譲渡することを決議いたしました。

- 1) 事業構造改革の完遂が、当社を含むエレクトロニクス 3 社の成長戦略にとって必須であること
- 2) 本件譲渡により得られたキャッシュを、成長戦略のための設備投資等に向けられること
- 3) 本件譲渡により保有資産の有効活用が図れること

2. 譲渡資産の内容

資産の内容および所在地	帳簿価額	譲渡価額	現 況
土地(20,032.83 m ²)および建物 長野市稲里町下氷鉦字狐塚 834 番 12 他	883 百万円	1,202 百万円	本社工場の土地および建物の一部

3. 譲渡の相手先の概要

(1)	名 称	日本無線(株)	
(2)	所 在 地	東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 土田 隆平	
(4)	事 業 内 容	無線通信機器の製造販売	
(5)	資 本 金	14,704 百万円	
(6)	設 立 年 月 日	昭和 24 年 10 月 1 日	
(7)	純 資 産	50,928 百万円	
(8)	総 資 産	105,541 百万円	
(9)	大株主及び持株比率	日清紡ホールディングス(株) 64.62%	
(10)	上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	資 本 関 係	当社株式 26.59% (間接所有分含む) の議決権比率を保有しております。
		人 的 関 係	日本無線(株)の取締役 2 名が当社の取締役を、日本無線(株)の取締役 1 名が当社の社外監査役を兼務しております。また、当社の代表取締役 1 名が日本無線(株)の取締役を兼務しております。
		取 引 関 係	当社と当該会社との間には、製品販売等の取引関係があります。
		関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は当社の親会社の子会社であり、関連当事者に該当いたします。

4. 譲渡の日程

(1)	取 締 役 会 決 議	平成 25 年 8 月 2 日
(2)	契 約 締 結	平成 25 年 8 月 7 日(予定)
(3)	物 件 引 渡 期 日	平成 25 年 8 月 23 日(予定)

5. 業績に与える影響

本件譲渡に伴う平成 26 年 3 月期の損益への影響につきましては、特別利益として 319 百万円を見込んでおりますが、法人税等調整額の影響等もあり、第 2 四半期連結累計期間および通期の業績予想につきましては、平成 25 年 5 月 8 日に公表しました業績予想に変更はありません。

6. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件譲渡は、当社と譲渡先である日本無線(株)はともに日清紡ホールディングス(株)が親会社であることから、支配株主との取引等に該当します。

当社が、コーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

当該指針は次のとおりであり、本取引は指針の内容に適合していると判断しております。

「親会社である日清紡ホールディングス株式会社および同社グループ各社との取引につきましては、市場実勢価格等を勘案し、他の一般取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応することとしております。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本取引に係わる日本無線(株)での取締役会決議に際しましては、当社の代表取締役であり日本無線(株)の取締役を兼務している丸山智司氏は、利益相反を回避するために、その決議に参加しない旨の連絡を受けております。

また本取引は、現在進めている事業構造改革の一環であり、生産改革および生産拠点の再構築により、当社の更なる生産性の向上に寄与するものと判断しております。

価格の公正性につきましては、当社は両社から独立した第三者機関である吉田総合鑑定所より、日本無線(株)は両社から独立した第三者機関である(株)日本橋総合鑑定事務所より、譲渡対象資産の価格評価書を各々受領し、鑑定結果に基づき、その中間値を基本に譲渡の相手先と交渉の上、譲渡価格を決定いたしました。

なお、本取引の交渉は、譲渡の相手先と利害関係のない取締役を中心に進めてまいりました。

本取引に係わる取締役会決議に際し、公正性の担保および利益相反を回避するための措置について、当社顧問弁護士から、「両社の取締役の構成に鑑み特別利害関係者に該当する者はいない」旨の意見を入手しています。

以上を踏まえ当社にて検討し、兼務役員は譲渡の相手先の代表取締役との兼務ではないことから利益相反は回避されているとの判断の下に、当該取締役会において、独立役員を含む全取締役の合意にて本取引の承認を決議しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係のない独立役員である当社社外取締役米澤義道氏より、上記の検討過程を踏まえた上で、「売却の目的、交渉過程、価格の公正性などの観点から総合的に判断し、本取引が少数株主にとって不利益なものではない」との意見を平成25年8月2日に入手しております。

以 上